

ごみの分別収集にご協力下さい。

指定の袋に名前が書かれていないごみや正しく分別されていないごみは収集できませんので、ご注意ください。詳しい分別方法は「**ごみ分別ガイドブック**」をご覧ください。

ごみについての お問い合わせ先	本 庁	環境課	☎ 62-1192
	相生分庁	地域振興室	☎ 62-1111
	上那賀支所	地域振興室	☎ 66-0111
	木 沢 支 所	地域振興室	☎ 65-2111
	木 頭 支 所	地域振興室	☎ 68-2311
	那賀町クリーンセンター		☎ 64-0754

分けかた(種類・品目) 赤文字は特にご注意ください		分けるときの注意事項	出しかた
資源ごみ	紙 類 	●新聞紙(宣伝用チラシ紙は除く) ●チラシ(宣伝用) ●本類(週刊誌・雑誌・まんが・本・書籍)、厚紙、包装紙 ●ダンボール(厚みの部分に波型の芯が入っているもの) ●飲料用紙パック(容量500ml以上の牛乳などの飲料用に限る。ただし、裏面が銀色は除く)	●それぞれ種類(品目)ごとに ●ビモで十文字にしっかりと ●とくる(収集日が雨天 ●でも収集業務は行いま ●すので出して下さい。) ●1回に50kgまで
	ビン 類 	●無色(透明)ビン(こわれたビンでも色判別ができれば入れること) ●茶色ビン(こわれたビンでも色判別ができれば入れること) ●その他ビン(黒色、緑色、青色等)	●それぞれ3種類ごとに町 ●指定のコンテナ(緑又は ●赤色)に入れる ●1回に指定コンテナ15個 ●まで(合計重量50kgまで)
	プラスチック製容器類 	●魚函(トロパコ)、緩衝材(機器箱等の) ●食用品トレイ(白色、色つき、絵柄つき) ●カップ類(カップ麺・プリン・ヨーグルト等) ●プラスチック製容器(卵・豆腐・カレー等) ●ポリ袋(菓子袋・ラーメン袋・米袋等) ●レジ袋類(スーパーの袋等)・納豆の容器 ●ふた(キャップ)類(ペットボトルのふた等) ●オイルドレッシング・サラダ油等の容器 ●シャンプー・リンスの洗髪用容器 ●マメレモン等の台所や風呂用洗剤容器 ●化粧用容器等、洗濯用洗剤容器	●町指定の専用袋(透明で青 ●文字又は緑文字)に入れる
	ペットボトル 	●清涼・果汁飲料(ジュース、 ●ウロン茶、スポーツドリンク等) ●酒類(酒、焼酎、本みりん) ●特定調味料(しょうゆ、麺つゆ等)	●町指定の専用袋(透明で青 ●文字又は緑文字)に入れる ●1回に指定コンテナ15個 ●まで
	缶 類 	●容量1ℓ以下の飲料用及び缶詰用空き缶 (つぶしたりするとスチールとアルミの自動選別ができないのでつぶさないでください)	●町指定の専用袋(透明で青 ●文字又は緑文字)に入れる ●1回に指定コンテナ15個 ●まで(合計重量50kgまで)
	植物性の 食 用 油 	●揚げ物(てんぷら)をした後の食用油や使用期限が過ぎた食用油 ●機械油は絶対に混入しないこと(収集できません)	●町指定の専用袋(透明で青 ●文字又は緑文字)に入れる ●1回に指定コンテナ15個 ●まで(合計重量50kgまで)
資源ごみの分類以外の 燃えるごみ 		●上記の「紙類」以外の紙くず(⑤マークのついた容器やティッシュなど)台 ●所ごみ、布切れ、木くず(産業廃棄物は除く)布団、座布団、毛布(指定 ●の袋に入るもの)汚れたプラスチック容器類(弁当箱や発泡スチ ●ロール等)おむつ(必ず汚物は取り除くこと)、ヒモ類、台所用スポンジ等	●町指定の専用袋(家庭用=白、 ●事業所用=青)に入れる ●1回に指定袋15個まで ●(合計重量50kgまで)
資源ごみや 有害ごみの 分類以外の 燃えないごみ 		●布団、座布団、毛布(指定の袋に入りきらないもの) ●▶布団の日に出す 毎月各地区指定の 水曜日1回	●布団類を十字に紐掛けし ●処理券を貼る ●1回に10枚まで
有 害 ご み 		●乾電池(ボタン型電池及び充電式電池を除く) ●水銀入りの体温計、温度計、水温計	●町指定専用袋(透明)に入れ「燃えないごみ」 ●収集日に町指定コンテナの上側に入れる
大 型 ご み 		●今まで大型ごみで出していた物でも燃えないごみで出せる物を設定 ●しました。(詳しくは「ごみ分別ガイドブック」をご覧ください) ●電気製品や器具、ガス(ガス台等)器具、石油(ストーブ等)器具、 ●家具及び寝具類、トタン、自転車、娯楽用具やその他生活用具等 ●テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等は、家電4品目になります。	●大型ごみの見やすいとこ ●ろに「大型ごみ処理券」を ●貼る ●1回に10個まで ●(合計重量50kgまで)

収集できない
ごみ

劇物・毒物・火薬類・ガソリン等の入った容器、ガスボンベ、土砂類(レンガ、石、ブロック、便器、瓦、コンクリート等)、塗装業者等の事業系・缶詰、古タイヤ等のゴム類、消火器、バッテリー、鉄筋、ドラム缶、自動車・オートバイ、塗料、肥料、漂白剤、農薬、廃油、ワイヤーロープ、ボタン型・バッテリー型電池、パソコン、産業廃棄物(食品製造業者の食品残さ、建築廃材(家屋の解体、改築、改修、修繕等で発生した柱、木くず等)、農業用廃ビニール、医療廃棄物(注射器、注射針等)、大型の農機具

(注意)
事業所から排出される多量の一般廃棄物(産業廃棄物は除く)や一般家庭の大掃除や引越しなどで排出される多量の廃棄物は、那賀町クリーンセンターまで直接搬入して下さい。なお、直接搬入するときは、那賀町クリーンセンター☎ 64-0754に直接連絡し、搬入時間等を確認して下さい。

令和7年4月から令和7年9月までのごみの収集日は次のとおりです。

3 地区(鶯敷地区)

(南川交差点～(町道)～カーショップクスハラ横三叉路(和食東・西、西在、土佐、小仁宇一区)、田野)

布 団 の 日	燃えるごみの日	燃えないごみの日 (有害ごみの日) 食用油の日	缶の日(1ℓ以下) (飲料用・缶詰用缶に限る)	無色透明ビンの日	茶色ビンの日	その他ビンの日	プラスチック製容器の日 発泡スチロール・白トレイの日	ペットボトルの日	大型ごみの日	紙 類 の 日
金属のみ有価資源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	金属のみ有価資源	有 価 資 源

4 月											
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
		1	2	3	4	5			1	2	3
		可	紙	可	缶				可	紙	可
6	7	8	9	10	11	12			可	紙	可
13	14	15	16	17	18	19			可	紙	可
20	21	22	23	24	25	26			可	紙	可
27	28	29	30						可	紙	可
5 月											
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
				1	2	3					
				可	缶						
4	5	6	7	8	9	10			可	紙	可
11	12	13	14	15	16	17			可	紙	可
18	19	20	21	22	23	24			可	紙	可
25	26	27	28	29	30	31			可	紙	可
6 月											
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1	2	3	4	5	6	7			1	2	3
		可	缶	可	紙				可	紙	可
8	9	10	11	12	13	14			可	紙	可
15	16	17	18	19	20	21			可	紙	可
22	23	24	25	26	27	28			可	紙	可
29	30								可	紙	可
7 月											
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
		1	2	3	4	5			1	2	3
		可	缶	可	紙				可	紙	可
6	7	8	9	10	11	12			可	紙	可
13	14	15	16	17	18	19			可	紙	可
20	21	22	23	24	25	26			可	紙	可
27	28	29	30	31					可	紙	可
8 月											
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
				1	2	3					
				可	缶						
3	4	5	6	7	8	9			可	紙	可
10	11	12	13	14	15	16			可	紙	可
17	18	19	20	21	22	23			可	紙	可
24	25	26	27	28	29	30			可	紙	可
31									可	紙	可
9 月											
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
		1	2	3	4	5			1	2	3
		可	缶	可	紙				可	紙	可
6	7	8	9	10	11	12			可	紙	可
13	14	15	16	17	18	19			可	紙	可
20	21	22	23	24	25	26			可	紙	可
27	28	29	30						可	紙	可

ごみを出すときは、上記の『分けかた』や『出しかた』をよくお読み下さい

見やすいところに貼って下さい